

(1) 令和8年度山形県住宅支援制度について

⑥ 若手大工技能習得サポート事業



⑥ 若手大工技能習得サポート事業 見直し内容



○若手大工育成支援プログラムの認定期間の延長

- 令和2年度に認定され、プログラム期間内に2級建築大工技能士を取得できなかった支援対象者に限り、プログラム認定期間を延長します。

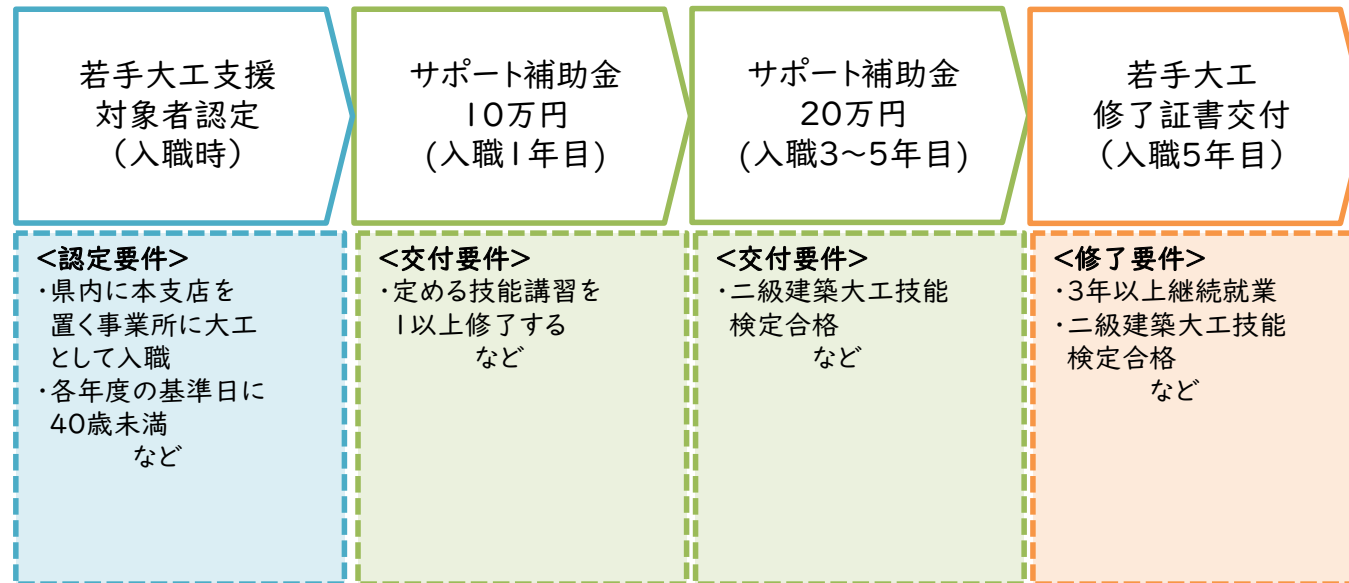
※延長要件等の詳細については、「タテッカーナ」でお知らせします。

⑥ 若手大工技能習得サポート事業 若手大工育成支援プログラム



新規入職から概ね5年間を実施期間とし、技能習得をサポートする。

- ・新規入職者（R7.5.1～R8.4.30入職）を支援対象者に認定
- ・資格取得や技能習得を条件に、認定者に補助金を直接交付
- ・技能習得のための現場研修会を開催し、若手大工の育成を図る
- ・プログラム修了時に、技能習得の状況を確認し修了証書を交付



現場見学会

若手大工育成支援プログラム

概ね5年

◎県のホームページ(タテッカーナ)で募集についてお知らせします。

⑥ 若手大工技能習得サポート事業



木造建築「技能の匠」「熟練の匠」認定



高い技術と経験を有する大工技能者を、木造建築「技能の匠」「熟練の匠」として認定を行っております。

認定された方は、県ホームページ等で広くPRを行っています。

■認定基準

技能の匠 	熟練の匠 
<ul style="list-style-type: none">①一級建築大工技能士であること②過去に県内で10戸以上の木造在来工法住宅を建築した実績を有すること③「省エネ」「県産木材」の講習会を修了していること④県産木材使用住宅を1戸以上建築した実績を有すること	<ul style="list-style-type: none">①技能の匠であること②「耐震・バリアフリー・リフォーム」の講習会を修了していること③県産木材使用住宅を5戸以上建築した実績を有すること

◎県のホームページ(タテッカーナ)で募集についてお知らせします。